

新型コロナウイルスに関する情報(3月5日午前10時現在)

◆新着情報は、文頭に*NEW* と表示しています。

(新たなポイント)

●*NEW*ヤンセンファーマの一回投与ワクチンが、ヘルスカナダによって承認されました。

●*NEW*国家予防接種諮問委員会(NACI)より、2回投与のワクチンの接種間隔を、4か月まで延長可能という勧告がなされました。

●*NEW*アルバータ州にて、3月15日の週に、ワクチン投与フェーズ2A(65歳から74歳の住民等)の予約が開始されます。

●*NEW*マニトバ州にて、3月5日から規制が緩和されています。

●*NEW*北西準州外から入る場合の14日間の自己隔離は Yellowknife, Inuvik, Hay River, Fort Smith に加え、Fort Simpson と Normal Wells で行うことも許可されます。

●*NEW*日本入国の際の、水際対策措置に係る新たな措置が決定されました。

1. カナダ政府

*NEW*ヤンセンファーマのワクチンが、ヘルスカナダによって承認されました。

このワクチンは一回投与です。18歳以上の者が適応です。

<https://www.canada.ca/en/health-canada/news/2021/03/health-canada-authorizes-janssen-covid-19-vaccine.html>

その他、現在ファイザー・ビオンテック社、モデルナ社とアストラゼネカ社のワクチンが、ヘルスカナダにより承認されています。

<https://www.canada.ca/en/health-canada/services/drugs-health-products/covid19-industry/drugs-vaccines-treatments/vaccines.html>

*NEW*国家予防接種諮問委員会(NACI)より、2回投与のワクチンの接種間隔を、4ヶ月まで延長可能という勧告がなされました。

<https://www.canada.ca/en/public-health/services/immunization/national-advisory-committee-on-immunization-naci/rapid-response-extended-dose-intervals-covid-19-vaccines-early-rollout-population-protection.html>

●カナダ政府によるワクチンについての詳細情報は以下ウェブサイトに掲載されています。

<https://www.canada.ca/en/public-health/services/diseases/2019-novel-coronavirus-infection/prevention-risks/covid-19-vaccine-treatment/vaccine-rollout.html>

○カナダ国内で承認されたワクチンの接種は無料です。

○まず医療関係者や高齢者等、優先順位の高いものに接種されます。その後、カナダ政府、州、準州の保健衛生当局によって接種が推奨されるものに接種されます。

具体的には、接種の対象に含まれるのは、以下の人々です。

- ・国籍に関わらず、カナダに在住している16歳以上(ファイザーワクチン)もしくは18歳以上(モデルナワクチン)の全ての人
- ・外交スタッフとその家族
- ・カナダ国外にいるカナダ軍の職員

●現在、カナダ連邦政府は、不要不急の国外への渡航は延期または中止するよう強く勧めています。

●2月3日11:59 PM(EST)より、全ての国際線の到着は、以下の4つの国際空港のみとなっています:トロント、モントリオール、バンクーバー、カルガリー。(Saint-Pierre-et Miquelon からの便を除く)。

<https://www.canada.ca/en/transport-canada/news/2021/01/expansion-of-international-flight-restrictions-at-canadian-airports.html>

●カナダへの入国制限や、入国の際に必要な手続きについては以下ウェブサイトにもまとめられています。

<https://travel.gc.ca/travel-covid/travel-restrictions>

A. 入国に必要な手続き

○2021年1月7日から、カナダへ空路で入る5歳以上のものは全て、新型コロナウイルス検査の陰性証明が必要になっています。カナダ行きの航空機に搭乗する前72時間以内に PCR (polymerase chain reaction)法又は Loop-mediated Isothermal Amplification (LAMP)法による新型コロナウイルス検査を受け、陰性証明を航空会社に提示する必要があります。

<https://www.canada.ca/en/transport-canada/news/2021/01/covid-19-pre-departure-testing-and-transport-canadas-interim-order.html>

○陸路での入国に際しても、2月15日より、新型コロナウイルス検査の陰性証明、または到着前14日から90日の間の陽性証明書の提示が必要になっています。

○カナダに向かう航空機への搭乗前、または陸路の場合は入国前に ArriveCAN(アプリケーションまたはウェブサイトを利用)に必要な事項を入力し、入国時にレシートを提示することが義務化されています。必要事項は、(1)渡航及び連絡先に係る情報、(2)自主隔離プラン、(3)症状に係る自己診断です。これを怠った場合、最高1,000カナダドルの罰金が科せられることがあります。

また、ArriveCAN 利用あるいは電話 1-833-641-0343 で、カナダ入国後48時間以内に、(1)申告した住所ないし隔離場所に到着したこと、(2)隔離期間中、毎日健康状態等のオンラインでの申告が必要。

<https://www.canada.ca/en/public-health/services/diseases/coronavirus-disease-covid-19/arrivecan.html#a8>

B. 到着時検査とホテルでの隔離

空路での到着の場合、以下が必要です。

○到着時に空港で新型コロナウイルス検査を受ける。また、14日間の自己隔離期間の終盤に再度検査を受ける。

○カナダへの出発前に、政府指定のホテルを3泊分予約する。

ホテル予約についての詳細は以下リンクを参照。

<https://www.canada.ca/en/public-health/services/diseases/2019-novel-coronavirus-infection/latest-travel-health-advice/mandatory-hotel-stay-air-travellers/list-government-authorized-hotels-booking.html>

○カナダ到着時の検査結果が出るまで、自費でそのホテルに滞在する。カナダでの最初の到着地のホテルに宿泊しなくてはならない。検査で陰性が確認された後、最終目的地への乗り継ぎを行なっても良い。

○ホテル滞在費用には、宿泊費、食費、清掃費、感染対策費、安全対策費と移動費が含まれる。

陸路での到着の場合、以下が必要です。

○到着時の新型コロナウイルス検査。また、14日間の自己隔離期間の終盤に再度検査を受ける。

<https://www.canada.ca/en/public-health/news/2021/02/additional-testing-and-more-stringent-quarantine-requirements-for-travel-to-canada.html>

<https://www.canada.ca/en/public-health/news/2021/02/government-of-canada-expands-restrictions-to-international-travel-by-land-and-air.html>

C. 自己隔離

○カナダへの入国後は、症状の有無にかかわらず14日間の自己隔離が義務(例外職種あり)。隔離場所は、65歳以上の高齢者や基礎疾患のある人とは接触しないこと、かつ食料や必要な医薬品など、基本的な生活必需品が入手できる環境である必要があります。

○海外に行っていない者と同居している場合は、その者と接触を避ける。

○症状がある場合、公共交通機関の使用は禁止です。

○隔離場所までの移動の際は、非医療用マスクもしくは face covering を着用しなくてはなりません。

<https://travel.gc.ca/travel-covid/travel-restrictions/isolation>

○到着後14日間の自己隔離がきちんと行われているかについて、電話による確認や、スクリーニングオフィサー(公衆衛生庁と契約した警備会社の従業員)による訪問チェックが行われます。

○カナダ到着時に与えられた指示に従わないものは、最大6か月の禁固刑、及び、または750,000カナダドルの罰金が課される可能性があります。

<https://www.canada.ca/en/transport-canada/news/2021/01/canada-to-implement-new-testing-and-quarantine-measures-to-reduce-covid-19-infection-related-to-non-essential-international-air-travel.html>

D. 入国制限

カナダ国籍者、カナダ永住権保持者以外のものには、入国制限が課されています。以下の人は入国が許可されています。

- カナダ国民と永住権保持者の近親者。
- カナダ国民と永住権保持者の Extended family member。
- Public health agency of Canada より許可された、同情に値する理由 (compassionate reasons)のあるすべての外国人。この場合、自己隔離が限定的に免除されることがあります。
- 必須の用件(essential purpose)で、アメリカから入国するもの。
- Temporary foreign worker。
- 州政府から認められた新型コロナウイルス対策を有する教育機関に通学する留学生。
- ワーキングホリデーについては、Port of Entry Letter of Introduction 取得済み、かつ、有効な雇用のオファーを持っている場合のみ、カナダ入国が認められます。ワーキングホリデー参加者の入国のための許可証 (Port of Entry Letter of Introduction) の有効期限の延長を最大1年間認めることが発表されています。以下リンク中の Web form より延長が申請できます。

<https://www.canada.ca/en/immigration-refugees-citizenship/services/coronavirus-covid19/iec.html>

●その他の感染拡大予防のための規制

○以下の場合、各州の公衆衛生機関の指示に従い、隔離(isolate)もしくは自己隔離(self-isolate)が必要:

海外から帰国した場合、新型コロナウイルス感染と診断された場合、検査結果を待っている場合、新型コロナウイルスの症状がある場合、新型コロナウイルス確定もしくは疑い患者と接触があった場合、その他公衆衛生機関から勧告された場合。

○航空機搭乗の際はマスクの着用が義務です。医療上の理由でマスクが着用できない場合、それを証明する医師の診断書が必要になります。その他、幼児や、意識がないもの、自力でマスクが外せないものもマスク着用義務の例外になります。

<https://tc.canada.ca/en/ministerial-orders-interim-orders-directives-directions-response-letters/interim-order-respecting-certain-requirements-civil-aviation-due-covid-19-no-5>

○航空機利用の際に体温検査が必須。発熱している乗客(発熱の理由を証明する医療証明書を持つものを除く)は搭乗を拒否され、14日後以降に再予約するよう指示される。

<https://www.canada.ca/en/transport-canada/news/2020/06/temperature-screening-to-be-required-for-travellers-at-canadian-airports.html>

●カナダ政府によるコロナウイルス情報

<https://www.canada.ca/en/public-health/services/diseases/coronavirus-disease-covid-19.html>

●新型コロナウイルスの症例及び接触管理等のための携帯電話アプリ「COVIDアラート」が配信されています。

○現在、以下の地域で利用可能です: New Brunswick、Newfoundland and Labrador、Ontario、Saskatchewan、Manitoba、Quebec、Nova Scotia、Prince Edward Island、Northwest Territories。

○個人情報や位置情報は収集されません。

○アプリ利用者が新型コロナウイルス陽性と診断された場合、陽性者と接触のあったアプリ利用者にはアラートが送られます。

<https://www.canada.ca/en/public-health/services/diseases/coronavirus-disease-covid-19/covid-alert.html>

●海外渡航者向け注意喚起:

<https://travel.gc.ca/travelling/health-safety/travel-health-notice/221>

●新型コロナウイルス感染の危険のあるフライト座席情報

<https://www.canada.ca/en/public-health/services/diseases/2019-novel-coronavirus-infection/latest-travel-health-advice/exposure-flights-cruise-ships-mass-gatherings.html>

●疫学モデルへのリンク

<https://www.canada.ca/en/public-health/services/diseases/coronavirus-disease-covid-19/epidemiological-economic-research-data/mathematical-modelling.html>

2. アルバータ州政府

***NEW*3月10日より、二回投与のワクチンの投与間隔が4か月まで延長されます。**

<https://www.alberta.ca/release.cfm?xID=77647C8373F1B-F805-C364-A64CE3691D9D6F15>

***NEW*3月15日の週に、ワクチン投与フェーズ2Aの予約が開始されます。65歳から74歳までの住人、50歳以上のファーストネーション、メティスとイヌイト住民が対象となります。**

<https://www.alberta.ca/release.cfm?xID=77655F9A4A6E5-C39D-2CE8-D56C93809400DBEC>

●ワクチン情報は以下のウェブサイトにもとめられています。

<https://www.alberta.ca/covid19-vaccine.aspx>

Early フェーズ1 (2020年12月): 対象はエドモントンとカルガリー。集中治療室の医療従事者、Respiratory Therapist、高齢者施設の従業員。

フェーズ1 (2021年1月から3月): 対象はアルバータ州全域。Respiratory Therapist、集中治療室の医療従事者、高齢者施設の従業員、ホームケアの従業員、救急医療に携わる医療従事者、高齢者施設の入居者(年齢に関わらず)、その他のリスクの高い医療従事者、75歳以上のもの、65歳以上のファーストネーションリザーブ居住者。

フェーズ2:グループ A から順に行われます。

グループ A(3月15日の週より): 65歳から74歳までの住人、50歳以上のファーストネーション、メティスやイヌイト、フェーズ1で接種されなかった高齢者施設等のスタッフ

グループ B(4月から6月): 18歳から64歳までの、基礎疾患がありリスクの高い者

グループ C(4月から6月): 矯正施設、シェルター、グループホーム等の集団生活施設の居住者とスタッフ、リスクの高い患者に直接接する医療従事者や介護者等

グループ D(4月から6月): 50歳から64歳までの住人、35歳から49歳までのファーストネーションとメティス

フェーズ3(春から初夏):一般のアルバータ州住民

エドモントン、カルガリー、レッドディアーでのいくつかの薬局での接種が可能です。オンラインでの予約も可能です。

<https://www.albertahealthservices.ca/topics/Page17295.aspx>

●現在の規制は以下の通りです。

各種規制に違反した場合は、\$1,000ドルのチケット(裁判所を通して最大\$100,000)を科せられることがあります。

<https://www.alberta.ca/enhanced-public-health-measures.aspx>

集会に関する規制

○濃厚接触が認められるのは同居しているもののみ。一人暮らしの個人は2人までの濃厚接触が許可される(ただし、2人は規制の期間中は同一人物である必要がある)。

○屋外での10人までの集会が可能。

○アルバータ州外からアルバータ州に戻ってきた場合、アルバータ州に家族等がいるもの(例:州外の学校に行っていた子供など)は、帰宅することが許可されるが、それ以外の者は他人の家に宿泊してはいけない。

○アルバータ州外からの訪問者は、他人の家に宿泊してはいけない。

○結婚式は10人まで、公共の場所でのみ可能。レセプションは禁止。

○葬儀の人数制限は20名まで。レセプションは禁止。

○宗教的集会は、消防法上の収容人数の15%まで。オンラインでの開催を推奨。個人が車を離れずガイダンスに従っているドライブインサービスは許可され、収容人数制限から除外。

ビジネスやサービスに関する規制

○小売業、ショッピングモールは消防法上の収容人数の15%までに制限。最低許容顧客数は5名。

○レストラン、カフェ、パブの営業は可能。顧客各グループの中の一名の連絡先の保存が必要。一つのテーブルは6人までであり、同居しているもの、もしくは独居の場合には2名のあらかじめ定められた濃厚接触者のみ可能。アルコールは午後10時まで。

店内での飲食は午後11時まで。ビリヤード、ライブ演奏等のエンターテインメントは禁止。

○図書館は、収容人数の15%までで開館可能。

○カジノ、ビンゴホール、ゲームセンター、レース娯楽センター、競馬場、競走場、ボウリング場、ビリヤード場、在郷軍人会、プライベートクラブ、博物館、ギャラリー、科学センター、利用案内所、遊園地、ウォーターパーク、屋内プレイグラウンド、劇場、オーディトリウム、コンサートホール、コミュニティーシアター、ナイトクラブ、バンケットホール、会議場、屋内外のフェスティバル、ドライブインイベントを除くコンサート、トレードショー、スポーツイベント、競技会は閉鎖。

○ジム、フィットネスセンター、スパ、プール、屋内リンク、アリーナ、コミュニティーホール及びセンターは屋内・屋外のフィットネス活動の規制の範囲内で許可。

○美容室、ネイルサロン、タトゥー、ピアスなどの個人サービス業は予約制で営業可能。

○理学療法、鍼治療等のヘルスサービス、ソーシャルサービス、保護サービス、シェルター、緊急サービス、チャイルドケア、非営利コミュニティーキッチン及びチャリティキッチンは対面での営業可能。

屋内でのフィットネス活動

○試合、競技会、チーム練習やリーグは禁止。

○予約制のみ可能、ドロップインは不可。

○低強度の運動は、指導者なしまたはグループでのトレーニングが可能。マスクは常に着用する。

○高強度の運動は、一対一または同居家族に指導者がついた場合のみ可能。

○常に3メートル以上離れる。

○高強度の運動の場合は、顧客は運動中にマスクをする必要はないが、トレーナーはマスク着用が義務。トレーナーと顧客のペアが複数同時に同じ施設、リンク等に存在することは可能だが、別のペア同士が接触することは不可であり、常に3メートル以上離れている必要がある。

屋外でのスポーツや活動

○お互いの距離を2メートル以上とれないスポーツは禁止。

○グループでの活動は10人以下のみ可能。

○スケートリンク、そりゲレンデ、スキー場等は営業可能。お互いの距離が保てる場合には、10人以上が同時に存在することが可能(例:スケートリンク上)。

子供のスポーツやパフォーマンス

○K-12とPost secondaryの学生の、学校に関連するスポーツやパフォーマンスの活動(屋外、屋内とも)は許可。

○18歳以下の、屋内スポーツの練習(試合を除く)は許可。コーチも含め10人以内。参加者全員が、常にお互いに距離を保つ必要がある。

その他

- 雇用主が職務の内容上物理的配置が必要と判断する場合以外は自宅勤務を必須とする。
- アルバータ州全域で、公共の屋内におけるマスク着用が義務（農場、個人住宅として使用される賃貸住宅は除外）。
- 人と人との間隔は2メートル以上。
- 新型コロナウイルス感染が疑われる症状のある人は、最低10日間の自己隔離。10日間で症状がおさまらない場合は治るまで自己隔離を継続。
- 新型コロナウイルス陽性と判定されたものは、症状発生時から最低10日間の自己隔離。10日間で症状が治らない場合は治るまで自己隔離を継続。
- 海外から帰国した旅行者、新型コロナウイルス患者と濃厚接触した可能性のあるものは最低14日間の自己隔離。

●感染者の濃厚接触者の自己隔離のルールは以下です。変異ウイルス感染者の濃厚接触者についてはさらにルールが厳しくなっています。

<https://www.alberta.ca/isolation.aspx>

A. 感染者の濃厚接触者だが、感染者と同居していない場合

1. 通常の新型コロナウイルス感染者との濃厚接触者

- 14日間の自己隔離が義務。
- 新型コロナウイルスの検査を予約する。
- 自己隔離中に症状が出た場合、症状発生からさらに10日間または症状が改善するまでのどちらか長い方の期間の自己隔離が必要。

2. 変異種の新型コロナウイルス感染者との濃厚接触者

- 14日間の自己隔離が義務。
- 2回の検査を予約する（通知を受けてすぐと、10日目以降）。
- 濃厚接触者と同居している者も、自己隔離することが強くすすめられる。濃厚接触者の2回目の検査（10日目以降）が陰性と確認される、または14日間のどちらか短い方の期間の隔離がすすめられる。

B. 感染者と同居している場合

1. 通常の新型コロナウイルス感染者と同居している者

- 感染者が、違う部屋に完全に隔離（バスルームも別）することができる場合、感染者の隔離が始まった日から14日間の自己隔離。
- 感染者を完全に隔離することができない場合、同居しているものは毎日濃厚接触しているとみなされる。感染者の隔離期間10日が終わった時点からさらに14日間の自己隔離が必要。（計24日間）。

2. 変異種の新型コロナウイルス感染者と同居している者

- 感染者がたとえ違う部屋で隔離され、バスルームも別だとしても、毎日濃厚接触しているとみなされる。感染者の隔離期間10日が終わった時点からさらに14日間の自己隔離が必要。（計24日間）。
- 隔離のためのホテルが必要な場合は211へ電話。

●規制緩和の基準が発表されています。入院患者数に基づいて決定されます。3週間後に、入院患者数が次のステップの目標患者数以下であった場合、次のステップへすすむことが検討されます。

ステップ1:入院患者数600人以下。2月8日より開始。

ステップ2:入院患者数450人以下。3月1日より開始。図書館、屋内での運動。

ステップ3:入院患者数300人。礼拝所、成人のチームスポーツ、博物館、ギャラリー、動物園、利用者案内センター、屋内での着席イベント(映画館等)、カジノ、レーシングセンター、ビンゴホール、小売業、コミュニティーホール、ホテル、バンケットホール、会議場についての規制緩和等。ステップ1と2の更なる緩和。

ステップ4:入院患者数150人。屋内のエンターテイメントセンター、トレードショー、会議、展示場、パフォーマンス活動(歌唱、ダンス、吹奏楽等)、屋内のスポーツイベント(ロデオ等)、結婚式やレセプション、葬儀レセプション、出勤しての勤務、アミューズメントパーク、屋内のコンサートやスポーツイベント、屋外、屋内のフェスティバル、デイキャンプ、宿泊キャンプの規制緩和等。ステップ1-3の更なる緩和。

<https://www.alberta.ca/enhanced-public-health-measures.aspx#PathForward>

●カルガリー国際空港と Coutts 陸路国境の2か所で自己隔離期間が短縮されるパイロット・プログラムは、2月21日午後9時59分 MST より停止されています。

<https://www.alberta.ca/international-border-pilot-project.aspx>

●カルガリー市では、屋内の公共の場所と公共交通機関内でのマスク着用を義務とする時限条例が施行されており、2021年12月まで有効です。事業者等は公共の用に供する建物入口または車両にマスク着用の標識を掲示する必要があります。条例に違反した場合には、100カナダドルから600カナダドルの罰金が科せられます。

<https://www.calgary.ca/csps/cema/covid19/safety/covid-19-city-of-calgary-mask-bylaw.html>

<https://newsroom.calgary.ca/temporary-covid-19-face-coverings-bylaw-remains-in-effect-through-december-2021-with-increased-penalties/>

●以下のものは検査を受けることができます。

○新型コロナウイルスに関係する症状があるもの(症状については下記リンク”Symptoms”の項目参照)

○新型コロナウイルス患者の濃厚接触者

○流行の起こった施設の従業員や入居者

<https://www.alberta.ca/covid-19-testing-in-alberta.aspx#toc-2>

●検査の申し込み方法には以下のものがあります。

○オンラインの self-assessment tool から

○電話811

症状が重篤な場合や、緊急の診療が必要な場合は911に連絡。その際には新型コロナウイルス感染の可能性があると伝える。

●検査結果は、テキストメッセージもしくは電話の自動音声にて受け取ることができます。

また、新型コロナウイルス検査の結果を知るためのオンラインポータルサイト(My Health Record)があります。

<https://myhealth.alberta.ca/myhealthrecords>

●接触者追跡のための携帯電話アプリ ABTraceTogether が使用可能です。

<https://www.alberta.ca/ab-trace-together.aspx>

●新型コロナウイルスに関するアルバータ州での相談先は、ヘルスリンク(811※日本語対応あり)。

●コミュニティにおける情報サービス(211)、Mental Health Helpline(1-877-303-2642)や Addiction Helpline(1-866-332-2322)等様々な電話によるサポートがあります。下記リンクやアルバータ州政府サイト”Get help”セクション参照。

<https://www.albertahealthservices.ca/amh/Page16759.aspx>

アルバータ州政府

<https://www.alberta.ca/coronavirus-info-for-albertans.aspx#p22780s6>

3月4日付けアップデート

<https://www.alberta.ca/release.cfm?xID=77659FB8F954D-E88F-F7B4-D36A567B1D902F3A>

3. マニトバ州政府

***NEW*3月5日より、規制が緩和されています。3月25日まで継続されます。**

●現在の規制は以下の通りです。

<http://www.manitoba.ca/covid19/restartmb/prs/index.html>

○個人住宅への訪問については、以下の2つのうちどちらかを選択する；

-2名までの決められた人が訪問可能

-お互いに訪問しあうことのできるもう一つの家族を指定する

○屋外の集会は10人まで可能。

○公共の場所での集会は、屋内では5人まで。葬儀、結婚式は10名まで可能。

○屋内の共用施設ではマスクを着用。

○個人または同居しているもの同士のスケート、そり、スキー等の屋外アクティビティは可能。同居している者同士以外は、2メートル以上離れる。10人以上は不可。

○屋外リンクの再開可能。複数チームのトーナメント試合は不可。

○マニトバ北部との往来は制限される。不要不急の旅行は控えるよう強く推奨。

○マニトバ州外から州内へ入る際は、全員14日間の自己隔離が必要。また、到着日と、到着後10日目に検査を受けることが強くすすめられる。

○屋内の劇場、屋内のコンサートホール、カジノ、ビンゴホール以外のビジネスは営業可能。

- 小売店は、収容人数の50%または250人の少ない方で可能。ショッピングモールは収容人数の50%まで。
- ジム、フィットネスセンター、リンク、コート、プール、各種スタジオ等の屋内スポーツ施設は収容人数の25%までで可能。個人指導である必要はない。プールの中にいる際以外はマスクを着用する。
- ダンス、音楽施設は25%までで可能。
- アーケード、ゴーカート、子供用施設等の屋内娯楽施設は、25%までで可能。
- 子供のデイキャンプは25%までの人数で可能。
- 劇団、ダンスカンパニー、交響楽団、オペラはリハーサルの再開可能。
- 美術館、ギャラリー、図書館は、収容人数の25%までで再開可能。
- レストランは、収容人数の50%までで営業可。ただし、同じテーブルに座るのは同居している者同士のグループに限る。
- ヘアサロン、理髪店やタトゥー等の個人サービスは収容人数の50%までで営業可能。
- 宗教イベントは、収容人数の25%または100人の少ない方で可能。
- Pedorthists と reflexologists は営業可能。
- 自助グループは、開催場所の収容人数の25%までで集会可能。
- 写真家やビデオ撮影は、個人の撮影や、結婚式、葬儀での撮影が可能。また、集会に関する規制を守った上で屋外の撮影も可能。
- 新型コロナウイルス感染者、感染者との濃厚接触者はただちに自己隔離。
- 公衆衛生上の規制に違反した場合の罰金は、個人に対しては 1,296 カナダドル、ビジネスに対しては 5,000 カナダドル。マスク着用義務違反は 298 カナダドル。

<https://news.gov.mb.ca/news/index.html?item=50004&posted=2020-12-08>

- 濃厚接触者の定義が改訂されています。感染者と2メートルより近い距離で、10分間より長く接したものは濃厚接触者となります。

<https://www.gov.mb.ca/covid19/testing/monitoring/close-contacts.html>

- 症状のあるものについての自己隔離と、検査についての情報は以下リンク参照。

https://www.gov.mb.ca/asset_library/en/covid/factsheet-isolation-selfmonitoring-recoveringhome.pdf

<https://manitoba.ca/covid19/updates/testing.html>

- 検査は 1-855-268-4318 (toll-free)またはオンラインで予約が可能です。

<https://patient.petalmc.com/login?groupId=5930&locale=en>

- 検査結果は、オンラインもしくは電話 1-844-960-1984 でアクセス可能。検査結果が陽性だった場合は、公衆衛生官から直接連絡がなされる。

<https://sharedhealthmb.ca/covid19/test-results/>

- ラピッドテストについての情報

<https://www.gov.mb.ca/covid19/testing/rapid-testing.html>

- 症状が悪化したり、疑問点がある場合は、Health Links-Info Sante (204-788-8200、もしくは 1-888-315-9257) へ連絡

- 共同養育や介護者等は継続可能。
- 屋外での集会は、同居しているグループ間の距離を保った上で10人まで可能。
- 高齢者施設の訪問は一時停止(例外あり)。
- レストラン、バー等では一つのテーブルに着席できるのは最大4人。すべての客の連絡先を保管しなくてはならない。アルコールの供給は午後10時まで。
- カジノとビンゴホールは閉鎖。
- 美容院、エステ、マッサージ、鍼、タトゥー等の個人サービス業は、収容人数の50%まで。
- 劇場、映画館等は、30人まで可能。飲食は活動場所と分ける。
- 屋内のバンケットホール、会議、結婚式、葬儀、宗教的行事は30人まで。飲食は例外の場合を除き禁止。
- 全てのチーム・グループでのスポーツ、試合、練習等は中止。ただし、18歳以下の選手やダンサーは、マスク着用、お互いに3メートル以上離れた上で、8人までのグループで練習することが可能。また、マスク着用、3メートル以上の距離を保った上で8人までのグループでのフィットネスクラスは全ての年齢で可能。
- 小売店は収容人数の50%まで。
- Public health order で規定された規模の大きい小売店は、収容人数の25%まで。
- 新型コロナウイルス検査陽性の者は10日間の自己隔離。
- Medical Health Officer から、新型コロナウイルス患者の密接接触者であると指摘されたものは、自己隔離に入り、指示があるまで続ける。
- 新型コロナウイルス患者の同居家族や、濃厚接触者は、患者と最後に接触した時から14日間自己隔離。
- 自己隔離中に症状が出たものは、ヘルスライン(811)に連絡

●新型コロナウイルス感染状況の統計マップ

<https://dashboard.saskatchewan.ca/health-wellness>

●公衆衛生上の規則に違反した場合、個人に対しては最大 7,500 カナダドル、企業に対しては 100,000 カナダドルの罰金が課されます。

<https://pubsaskdev.blob.core.windows.net/pubsask-prod/1210/P37-1.pdf>

●症状の有無に関わらず、希望者は誰でも検査を受けることができます。電話811、family physician、nurse practitioner を通じて申し込むことができます。また、ドライブスルーの検査場では、811や家庭医からの紹介は不要ですが、Saskatchewan Health Card が必要です。

<https://www.saskatchewan.ca/government/health-care-administration-and-provider-resources/treatment-procedures-and-guidelines/emerging-public-health-issues/2019-novel-coronavirus/testing-information>

ドライブスルーの検査サイトの待ち時間がオンラインで確認できます。

<https://www.saskhealthauthority.ca/news/service-alerts-emergency-events/Pages/COVID-19-Drive-Thru-Wait-Times.aspx>

●新型コロナウイルスに関して、医療に関する相談はヘルスライン(811)、医療に関係しない一般的な質問はトール・フリー・ライン(1-855-559-5502)、COVID-19 public inquiry email は COVID19@health.gov.sk.ca です。

<https://www.saskatchewan.ca/government/news-and-media/2020/april/02/covid-19-information-tools>

サスカチュワン州

https://www.saskatchewan.ca/COVID19#utm_campaign=q2_2015&utm_medium=short&utm_source=%2FCOVID19

SaskAlert アプリケーション

<http://emergencyalert.saskatchewan.ca/>

3月4日付けアップデート

<https://www.saskatchewan.ca/government/news-and-media/2021/march/04/covid19-update-for-march-4-84090-vaccines-delivered-169-new-cases-168-recoveries-two-new-deaths>

5. 北西準州政府

***NEW*北西準州外から入る場合の14日間の自己隔離は Yellowknife, Inuvik, Hay River, Fort Smith に加え、Fort Simpson と Normal Wells で行うことが許可されます。**

<https://www.gov.nt.ca/en/newsroom/fort-simpson-norman-wells-residents-isolate-home-communities>

●ワクチン接種計画の詳細

<https://www.gov.nt.ca/en/newsroom/gnwt-releases-vaccination-strategy>

<https://www.nthssa.ca/en/services/coronavirus-disease-covid-19-updates/covid-vaccine>

接種は12月31日より開始されています。

以下の人々に優先的に接種されます。それ以外の一般住民については、3月以降の接種と発表されています。

○高齢者、特に高齢者施設の入居者。

○基礎疾患のあるもの。

○医療従事者。

○北西準州外で定期的に仕事に従事するもの、北西準州外からの労働者と一緒にワークキャンプで働くもの。

○遠隔地の居住者。

なお、イエローナイフでは、軽度の基礎疾患のある者も接種の対象となります。

<https://www.nthssa.ca/en/newsroom/public-notice-update-first-and-second-dose-yk-clinics>

●現在の規制は次の通りです。

- 自宅に最大5人までの客を招待可能(家の中にいられるのは住人を含め最大10人まで)。
- 集会は、屋外では50人まで、屋内では25人まで。
- 北西準州外から入るものは自己隔離計画書の事前提出と、到着後の14日間の自己隔離が必要(Yellowknife, Inuvik, Hay River, Fort Smith, Fort Simpson, Norman Wells のいずれかでのみ可能)。

<https://www.gov.nt.ca/covid-19/en/services/travel-self-isolation/arriving-nwt>

ただし、ヌナブト準州から入る場合、免除申請書を ProtectNWT に提出し、CPHO からの許可書が得られた場合は免除となります。

<https://www.gov.nt.ca/en/newsroom/ocpho-offers-expanded-exemptions-self-isolation-travelers-nunavut>

ベースメントスイート等、全く別のユニット（入り口、洗面所、台所、寝室を共有しない）に居住している場合を除き、同居者も全員14日間の自己隔離が必要です。

<https://www.gov.nt.ca/covid-19/en/services/health-and-well-being/self-isolation-travelers-entering-nwt>

隔離センターの費用については、私的な旅行については原則自己負担となっていますが、医療のための往来、医療上の必要性による自己隔離、同情に値する理由がある場合(compassionate travel)、教育目的の場合、法的に必要な場合、その他特別な事情がある場合は北西準州政府によって負担されます。

<https://www.gov.nt.ca/covid-19/en/services/isolation-centres>

●違反者は、最高 10,000 カナダドルの罰金及び6カ月の収監となります。

<https://www.gov.nt.ca/en/newsroom/news-release-chief-public-health-officer-prepares-order-prohibition-travel-nwt-limited>

●経済活動再開はフェーズ2まで開始されています。

再開可能なビジネスと規制については以下リンク参照。

<https://www.gov.nt.ca/covid-19/en/services/relaxing-phase-2-next-steps-current-phase>

●以下の症状がある人は新型コロナウイルス検査の対象となります。

○発熱、咳、息切れ、なんとなく具合が悪い、筋肉痛、倦怠感、喉の痛み、鼻水、頭痛、下痢、嘔吐、嗅覚障害。

○体調の悪い人は811に電話するか、セルフアセスメントツールを使用して指示に従うことが推奨されている。また、呼吸困難など症状がひどい場合は911へ電話。

○イエローナイフでは、ドライブインでの検査も可能です。

<https://www.gov.nt.ca/en/newsroom/gnwt-expands-covid-19-testing>

<https://www.nthssa.ca/en/newsroom/yellowknife-covid-19-screening-drive-through-opens-september-8>

●北西準州における新型コロナウイルスのビジュアルデータ。

Deta Dashboard

<https://nwt-covid.shinyapps.io/Testing-and-Cases/?lang=1>

COVID サポートライン(811)では、検査、自己隔離、旅行の規制、罰則や医療施設に関する情報等が得られます。(8AM-8PM、7 days a week)

<https://www.gov.nt.ca/en/newsroom/service-nwt-covid-support-line-launches>

その他の新型コロナウイルス関連の地域別連絡先

<https://www.hss.gov.nt.ca/en/hospitals-and-health-centres>

北西準州政府ウェブサイト

<https://www.hss.gov.nt.ca/en/services/coronavirus-disease-covid-19>

2月26日付けウイークリー・アップデート

<https://www.gov.nt.ca/covid-19/en/services/nwt-covid-19-update>

6. ヌナブト準州政府

●各地域での規制は以下参照

<https://www.gov.nu.ca/health/information/nunavuts-path>

違反者には、個人に対しては \$575、企業に対しては \$2,875 の罰金が科されることがあります。

●1月6日より、ワクチン接種が開始されました。

ワクチンについての情報

<https://www.gov.nu.ca/health/information/covid-19-vaccination>

●ヌナブト準州に入る際の自己隔離、事前の手続き等の情報

<https://gov.nu.ca/health/information/travel-and-isolation>

●違反者は、最高 50,000 カナダドルの罰金もしくは6か月の収監。

●COVID ホットライン(975-8601 or 1-888-975-8601 from 10 a.m. to 6 p.m.)。

ヌナブト準州政府ウェブサイト

<https://www.gov.nu.ca/health>

ヌナブト準州新型コロナウイルス情報

<https://www.gov.nu.ca/health/information/covid-19-novel-coronavirus>

セルフアセスメントツール

<https://nu.thrive.health/covid19/en>

3月5日付けアップデート

<https://www.gov.nu.ca/health/news/four-new-cases-covid-19-arviat-1>

7. 日本へ入国される方へ

***NEW*3月5日、水際対策措置に係る新たな措置が決定されました。**

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2021C040.html

以下の防疫強化措置が順次実施されます。

(1) 現在、全ての入国者は、出国前72時間以内(第三国を経由する場合は、第三国から日本へのフライト出発前の72時間以内)の検査証明の提示が必要となっています。**検査証明不所持者については、検疫法に基づき上陸等できないこととし、これにより、不所持者の航空機への搭乗を拒否するよう、航空会社に要請します。**

(2) 空港の制限エリア内において、ビデオ通話及び位置確認アプリのインストール並びに誓約書に記載された連絡先の真正性の確認を実施します。

(3) (2)に際し、スマートフォン不所持者については、スマートフォンを借り受けるよう求めます。

(4) 全ての入国者は、検疫等に提出する誓約書において、使用する交通手段(入国者専用車両又は自家用車等)を明記することとします。

(5) 「入国者健康確認センター」を設置し、全ての入国者に対し、入国後14日間の待機期間中、健康フォローアップを実施します。具体的には、位置情報の確認(原則毎日)、ビデオ通話による状況確認(原則毎日)及び3日以上連絡が取れない場合等の見回りを実施します。

●現在の水際対策措置は以下のとおりです。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_qa_kanrenki_gyou_00001.html

○全ての入国者に対し、入国時に新型コロナウイルス検査が実施されています。検査結果が出るまで、原則、空港内のスペース又は検疫所が指定した施設等で待機が必要です。

○入国後14日間の待機が必要です。自宅等での待機に際しては、位置情報の保存等に関する誓約書を提出することが必要になります。

○全ての入国者は、出国前72時間以内(第三国を経由する場合は、第三国から日本へのフライト出発前の72時間以内)の検査証明の提示が必要です。検疫官により陰性証明が無効と判断された場合は、検疫所が確保する宿泊施設での待機となります。入国後3日目に検査を行い、陰性の場合には退所、誓約書を提出した上で自宅等での待機となります。

○新型コロナウイルス変異株流行国・地域(英国、南アフリカ、アイルランド、イスラエル、ブラジル、アラブ首長国連邦、イタリア、オーストリア、オランダ、スイス、スウェーデン、スロバキア、デンマーク、ドイツ、ナイジェリア、フランス、ベルギー)に過去14日以内の滞在歴がある方につきましては、検疫所の確保する宿泊施設等で入国後3日間の待機をしていただき、3日目(場合によっては6日目)に検査を実施します。

○到着する空港等から、その滞在场所まで公共交通機関を使用せずに移動する手段を確保することが必要です。

○入国後に待機する滞在场所と、空港等から移動する手段を検疫所に登録します。

○入国時には、誓約書を提出していただきます。

*** 厚生労働省が指定する接触確認アプリ(COCOA)、ビデオ通話アプリのインストールが必要になりますので、所持している端末に導入可能か事前にご確認いただくとともに、入国時にスマートフォンを携帯していただくようお願いします。**

○上記の検査等は検疫法に基づき実施するものであり、検疫官の指示にしたがわない場合には罰則の対象となる場合があります。

●検査証明書についての情報

有効な検査証明の詳細については以下リンクをご参照ください。採取検体や検査法について指定がありますので、以下リンクの“所定のフォーマット”をダウンロードし、注意してご覧ください。

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page25_001994.html

1月8日付水際対策措置(72時間以内の検査証明書について等)の英文記載

<https://www.calgary.ca.emb-japan.go.jp/files/100135252.pdf>

●日本における水際対策強化に関する新たな措置について、検疫強化の対象国・地域にアルバータ州が追加指定されています。ただし、この指定による追加の検疫強化措置はありません(緊急事態宣言発出に伴い、全ての入国者にとられている措置から変更ありません)。

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2021C020.html

●日本入国に際し、質問票 Web の入力が必要です。搭乗前にエアラインのカウンターにて QR コードを確認されることもあることから、事前の登録をお勧めします。

<https://www.calgary.ca.emb-japan.go.jp/files/100132029.pdf>

●海外から帰国される方等への情報(厚生労働省)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00098.html

●新型コロナウイルスに関する帰国者・接触者相談センター(厚生労働省)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html

●厚生労働省 電話相談窓口 日本国内からの通話:0120-565653(フリーダイヤル)

日本国外からの通話:+81-3-3595-2176(日本語・英語・中国語・韓国語)

8. 日本の参考ウェブサイト

外務省海外安全 HP:

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

厚生労働省

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekaku-kansenshou/index.html

在カルガリー日本国総領事館

電話(403)294-0782

メールアドレス: consular@cl.mofa.go.jp

HP: https://www.calgary.ca.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html